



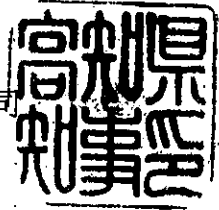
2 高国保第 938 号

高知県国民健康保険運営協議会
会長 小田切 泰禎 様

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 1 項及び第 3 項によつて、下記のことについて諮問します。

令和 2 年 12 月 23 日

高知県知事 瀧田 省司



記

諮問事項

- 1 第 2 期高知県国民健康保険運営方針について
(※別添「第 2 期高知県国民健康保険運営方針 (案)」のとおり)
- 2 第 2 期高知県国民健康保険運営方針期間中の国民健康保険事業費納付金の徴収について
(※別紙のとおり)